

地区計画区域内では、  
建築・建設行為の前に届出が必要です。

カーポート、物置、フェンス、土留の設置、  
住宅の増築などの行為の際は、事前に市へ届  
出をしてください。

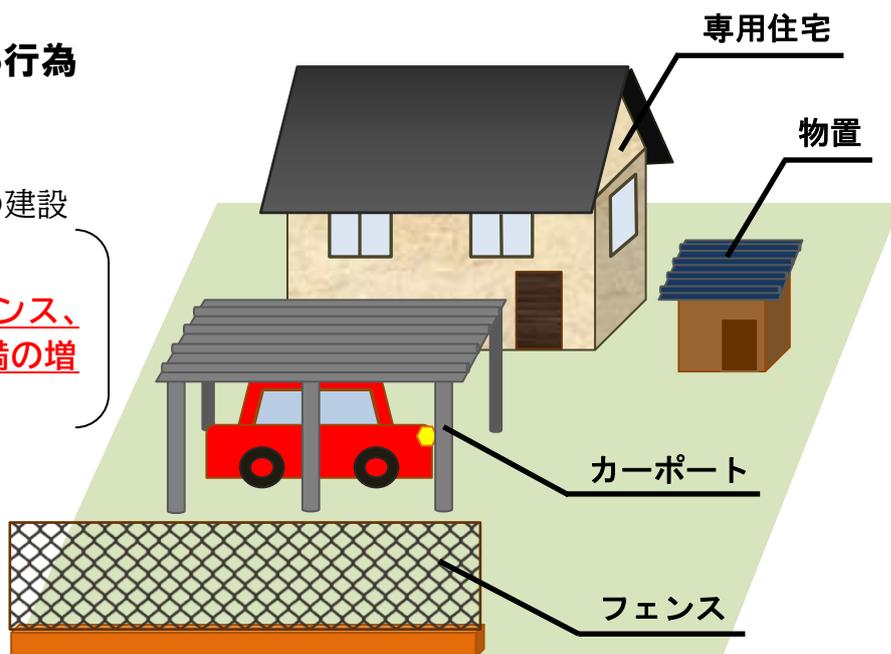
(上記行為に着手する日の30日前までに市都市計画課へ)

### ● 地区計画とは？

それぞれの地区にふさわしい良好な環境の市街地を整備するために定められた、建築物の用途や形態などを制限する「まちづくりのルール」のことです。

### ● 地区計画の届出を要する行為

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築や工作物の建設  
(専用住宅の建築のほか、  
カーポート、物置、フェンス、  
土留、広告物、10㎡未満の増  
築も含まれます。)
- 3 建築物等の用途の変更
- 4 建築物等の形態や  
意匠の変更



地区計画では、建築物と道路境界・隣地境界との距離の制限や、フェンスの構造（50%以上の透視性や高さ）の制限などが定められています。

詳細は天童市ホームページで確認することができます。

住みよいまちづくりの実現のため、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

インターネットで検索

天童市 地区計画



お問い合わせ先

天童市建設部都市計画課 建築住宅係

TEL：023-654-1111（内線427・428）

FAX：023-653-0714



TENDO®